

4月25日(日)は 町長選挙の投票日



町長選挙の立候補予定者説明会

町長選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 3月25日(木) 14時～
場所 伊奈町役場第1会議室

立候補を予定される方は、総括主宰者、出納責任者を同伴のうえ出席してください。

選挙に関するお問い合わせは、
町選挙管理委員会

☎721-2111

任期満了による
町長選挙が次の日程で行われます。

告示日 4月20日(火)

投票日 4月25日(日)

なお、開票は即日開票で行います。

不在者投票が 変わります

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなります。

【期日前投票の概要】

投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで（公示日または告示日の当日は除かれます）

投票を行うことができる者

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由（現行の不在者投票事由）に該当すると見込まれる者

投票の際には、現行の不在者投票と同じく、宣誓書に列挙されている一定の事由（現行の不在者投票事由に同じ）の中から、自分が該当するものを選択します。

投票場所

期日前投票所（伊奈町役場）

投票時間

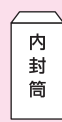
午前8時30分～午後8時

期日前投票の流れは、下図のとおりです。

手続きが簡素化され 投票がスムーズになります

従来の不在者投票

記載場所にて投票用紙への記載



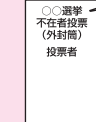
投票用紙を内封筒へ



外封筒へ入れ
選挙人が署名



不在者投票管理者へ提出し、外封筒に立会人が署名



投票管理者が受理を決定したものを開封



投票管理者が投票箱へ

開票所へ

期日前投票

期日前投票所にて投票用紙への記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



2月 各種無料相談

町長相談 企画調整課⑨2214
 ところ 役場2階町長公室
 町政全般について、町長が直接相談に応じます。
 事前の電話予約が必要です。

教育相談 教育委員会⑨2521
 と き 10日・25日(第2火曜・4水曜)
 9:00~12:00

ところ 役場2階第7会議室
 教育長が、教育問題についての相談に応じます。
 希望者は、事前に連絡してください。

暴力団被害相談 地域振興課⑨2282
 と き 10日(第2火曜)13:00~16:00

ところ 役場2階第2相談室
 上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

行政手続き相談 地域振興課
 と き 18日(第3水曜)13:00~16:00

ところ 役場2階第2相談室
 行政書士が会社設立、農地転用、開発許可、相続等の手続きの相談に応じます。

行政相談 地域振興課
 と き 25日(第4水曜)10:00~12:00

ところ 役場2階第2相談室
 行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。

法律相談 地域振興課
 と き 27日(第4金曜)13:00~15:00

受付 12:00~14:30 受付順
 ところ 役場2階第2相談室
 弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

消費生活相談 商工農政課⑨2241
 と き 5・12・19・26日 10:00~15:30

ところ 役場2階第2相談室
 消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

女性相談 人権推進課⑨2219
 と き 10日(第2火曜)10:00~12:00

ところ 役場2階第2相談室
 女性相談員が、いろいろな相談に応じます。

児童相談 健康生活課⑨2143
 と き 24日(第4火曜)10:00~15:00

ところ 総合センター内 児童館
 家庭児童相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

結婚相談 住民課⑨2114
 と き 18日(第3水曜)9:00~12:00

ところ 総合センター内ボランティアビューロー
 相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

心配ごと相談 社会福祉協議会☎722-9990
 と き 4・12・18・25日 9:00~12:00

ところ ふれあい福祉センター相談室
 民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。



商業施設立地にかかる 懇談会を開催します

町では、消費生活の利便性の向上と町の活性化のため、小針中学校西側の県企業局所有の約1万坪の土地に、商業施設の立地を計画しています。

これにあたり町民のみなさんのご意見を広くお聞きしたいので、懇談会を開催します。ぜひご参加ください。

日時 2月10日(火) 19時~
 2月11日(祝) 10時~

場所 県民活動センター201セミナー室

☎ 企画調整課政策企画担当⑨2215

☎ 高齢障害課⑨2124

今年度もあとわずかになりました。特別徴収(年金から保険料が天引きされている方)、普通徴収(納入通知書により保険料を納める方)とも今月末が今年度最後の納期となります。保険料に滞りがあると、介護保険サービスを利用するとき、滞納の期間に応じて次のような処分を受けることがありますので、もう一度納め忘れがないか確認しましょう。

介護保険料の
納め忘れは
ありませんか？

1年間滞納した場合	介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。
1年6か月滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納額を控除することがあります。
2年間以上滞納した場合	介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。